

ドイツ銀行本店（フランクフルト）での研修報告

井上ゆりか

I はじめに

ドイツ銀行本店の法務部門には、約 80 名の弁護士が所属しています。さらに、コンプライアンス部門を始め、他の部門にも弁護士が所属しているため、ドイツ銀行本店だけでも約 130 名の弁護士が所属しています。世界にあるドイツ銀行の他の支店にも企業内弁護士が所属しているため、ドイツ銀行全体での弁護士の数は、世界で 700 名を超えているそうです。

私は、7 月 15 日から 8 月 8 日までの約 4 週間、法務部門で実際に研修をさせていただきました。



II 業務内容

A. 法務部門

1. Trading & Derivatives チーム

このチームでは、デリバティブ取引に関連する法務を中心に、銀行業の免許取得、口座開設手続、定款・契約書レビューといった様々な法務について、3 週間研修をさせていただきました。これらの過程においては、英米の契約書とドイツの契約書とを比較する機会や、ドイツ語で判決を読む機会を得ることができました。

特に印象に残っている業務は、日本企業がドイツ銀行で口座開設をするにあたって提出すべき必要書類について、すでに作成されていた説明資料を、日本語・ドイツ語・英語を駆使して更新したことです。更新の際には、法令の改正にかかる訂正はもちろん、ドイツと日本の会社制度の違い（法人格の有無等）から翻訳の過程で不明確になっていた部分を明確に表現するようにしました。

2. IT/IP チーム

その後は、希望を出していた IT/IP チームで 1 週間研修をさせていただきました。

このチームでは、ドメイン名登録による商標権侵害の対応戦略を主に検討させていただきました。これは、ドイツ銀行がその名称を商標登録しているにもかかわらず、その名称を利用したドメイン名の登録が最近増えていることに対応したものです。この業務では、商標権保護策の制度についての調査、現存する侵害ドメイン名取得者についての情報調査、並びにドメイン名利用の現状分析等を行い、今後を含めた侵害についての対応戦略を提案するとともに、ドメイン名取得者に対して実際に送付するための警告書サンプルの作成を行いました。

3. Regulatory Enforcement (危機管理) チーム

私の研修時期は、ロシアに対してどのような制裁をすべきであるかということが EU 内で検討されている時期と重なりました。そのため、外部の法律事務所が大手銀行に対し、EU が発表している制裁規制の検討案に基づくセミナーを行っていたため、私もそのセミナーに参加させていただきました。セミナーには、上記事務所のモスクワ事務所や他の EU 国事務所の弁護士の方々がパネリストとして参加されており、ドイツ以外の国からの視点についても議論されました。

セミナー終了直後には、EU が正式に最終的な規制の内容を発表したため、まさに現在の世界動向に則した法務に触れることができた実感し、外国との政治的関係をも意識することの重要性を感じました。

B. コンプライアンス部門

実際の取引の様子を見学させていただくため、コンプライアンス部門への研修にも行かせていただきました。最近では、賄賂に関するコンプライアンスも大きな問題となっているため、賄賂に関するコンプライアンス部門は、一般のコンプライアンス部門とは別に設置されているそうです。

III レポート

A. 法務部内の仕組み及びドイツの企業内弁護士

ドイツ銀行法務部門内では、業務ごとに 20 以上ものチームが構成されています。複数のチームでの研修をとおして、どのチームも専門ごとに非常に特化していると実感し、ドイツ銀行の中には大きな法律事務所があるような印象を受けました。これは、所属するチームによって、使う言語や契約書への関わり方などが大きく違っていることから裏付けられると思います。このように、企業の法務部内で専門性の高い業務を行うことが可能になると、外部の法律事務所に委託する業務が契約書のドラフティングや訴訟といったことに限られてくるそうなので、まだ企業内弁護士の数が少ない日本とドイツとでは、企業と法律事務所とのかかわり方が異なるように思いました。

B. 企業が外国に支店を有するという事

ドイツ銀行は世界中に支店があるため、各国における法規制のアップデートは容易に行われる環境があるという先入観を抱いていたのですが、必ずしもそうではないと今回の研修をとおして感じました。そして、外国企業が作成した日本企業との取引における資料や指針が不正確であると、実際に日本企業が外国企業と取引をしようと思ったとき、日本企業側の手続きが煩雑になってしまうのではないかと疑問を持ちました。そうだとすれば、日本法や日本語のわかる人が、外国企業の有する情報について定期的に更新を行える環境が、日本企業のためにも必要だと感じ、そのような企業内の環境構築のためには、日本法の弁護士が海外でも積極的にかわっていく必要があると感じました。

C. インターンで学んだこと

今回の研修では、デリバティブや銀行法を始め、日本でまだ勉強したことのない多岐の分野にわたる法律に触れることができました。研修前は、触れたことのない外国の法律を理解することができるのか不安だったのですが、実際にやってみると、日本法の勉強で学んだ法的思考力と、外国語力とを活用すれば、外国の法律であっても学ぶことに支障はないと気が付きました。そのため、海外の法律を理解するためには、法的思考力と外国語力という基礎的な 2 点を鍛えることがとても重要だと再認識しました。

ドイツ語で法務を行うのは初めての経験で、専門用語を理解するのに少し苦労しました。日本語、英語、ドイツ語と比べてみて、どの表現を使うのが適切なのか、ドイツと日本の法制度の違いによって直訳した場合、意味に違いが生じてしまうのではないかと気づき、試行錯誤をしたことも多々ありました。今回の研修を通して、法務を他の言語で行うことの難しさ、そして他の言語ができることによる業務範囲の拡大の可能性を実感できたことが、今回の研修で得られた一番の成果だったと思います。

ドイツ銀行で働いていた方々は、どの方々も英語が堪能でしたが、やはりドイツで対等に働こうと思ったら、ドイツ語は不可欠という印象を受けました。日常会話はもちろん、チームミーティングも基本的にドイツ語ですし、ドイツ国内の取引をについて学ぼうと思ったらドイツ語ができることは必須であると感じたからです。これはどの言語においてもいえることだと思うのですが、ドイツ語と英語とで作成された書類を読んだとき、母国語であるドイツ語によって作成されたもののほうが英語のものより明確な表現が使われていると感じることがありました。しかし、EU の国であるがために、ドイツでは、母国語でない英語で業務を行うことが多々要求されます。そのような環境に疑問を感じているドイツ人弁護士の方にもお会いしました。私は、ドイツの人達は英語が堪能であるため、そのようなジレンマがあるとは想像していなかったもので、驚くと同時に、世界では母国語レベルの英語が求められていると感じました。

IV 謝辞

このような機会を与えてくださったビジネスロー・比較法制研究センターの先生方及び事務の方々、そしてドイツ銀行の皆様に深く感謝いたします。外国企業の内部からの法務を経験することができ、とても貴重な経験となりました。この経験を活かし、広く社会に貢献できる法曹になるため、今後も励んでいこうと思います。ありがとうございました。